

南相馬市復興推進計画

令和8年7月24日
福島県南相馬市

1 計画の区域 南相馬市全域

2 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、本市においても、沿岸地域が津波によって壊滅的な被害を受けた。加えて、福島第一原子力発電所事故の影響により、事故直後には避難指示等が発令された。平成28年7月12日に避難指示等が解除され、10年が経過した今も約2,300人の市民が避難生活を強いられている。

また、震災直後は、避難指示により南北の交通網が断たれたこと、必要な物資の受け入れや供給体制が脆弱だったことなどから、物資供給が滞り、市民生活や企業活動に大きな支障が生じていた。

近年では、本市への企業進出が進んでおり、市内立地企業数や市内製造品出荷額が増加傾向にあることから、それに伴い安定的な製品の供給という物流需要に応える必要性が生じている。

このような中、流通機能及び物流の確保に資する本市の中核的産業を担う企業の物流施設機能強化に向けた支援を行うことで、物流の効率化や労働環境の改善を通じた道路貨物運送業の持続的発展、市内産業の競争力強化による地域経済の活性化に寄与し、雇用機会の創出を図ることを目的とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

物流の効率化や労働環境の改善を通じた道路貨物運送業の持続的発展、市内産業の競争力強化による地域経済の活性化に寄与し、雇用機会の創出を図るため、本市の中核的産業である道路貨物運送業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する昭和運輸株式会社（以下「対象事業者」という。）が、本市原町区において物流倉庫の新設に必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業は、本市における道路貨物運送業の従業者数の約12%を占める対象

事業者が実施するものであり、12 人の新規雇用を創出することが見込まれる。

したがって、本市の道路貨物運送業の中核となる対象事業者が行う物流機能強化に向けた物流倉庫の新設は、計画の目標に掲げた「物流の効率化や労働環境の改善を通じた道路貨物運送業の持続的発展、市内産業の競争力強化による地域経済の活性化に寄与し、雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社七十七銀行
株式会社福島銀行
株式会社常陽銀行

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

- 5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市原町区で対象事業者が行う物流倉庫の新設は、復興の進捗に伴い増加している市内立地企業の物流需要に応え、物流の効率化や労働環境の改善を通じた道路貨物運送業の持続的発展、市内産業の競争力強化による地域経済の活性化に大きく寄与する事業であり、雇用創出についても新規雇用者 12 人の創出効果が見込まれるものである。

このことから、これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

- 6 その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、南相馬市、福島県、原町商工会議所、株式会社七十七銀行、株式会社福島銀行、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。